

綾瀬市ひとり暮らし高齢者緊急連絡先情報等登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者の緊急連絡先及び心身の状況情報（以下「緊急連絡先情報」という。）を避難行動要支援者台帳に登録し、緊急時や安否確認が必要なとき等に活用することで、安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「ひとり暮らし高齢者」とは、在宅の年齢65歳以上の者で、次の各号に該当する者をいう。

- (1) 市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により本市の外国人登録原票に登録されている者
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する福祉施設及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に規定する高齢者向け住宅に入所又は入居していない者
- (3) 常時居住している家屋（以下「家屋」という。）に同居者がいない者
- (4) 家屋の同一敷地内及び隣接地に一親等の者又は事実上婚姻関係にある者（以下「配偶者等」という。）が居住していない者

(申請)

第3条 緊急連絡先情報等の登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、居住する地区の担当民生委員・児童委員を通じ、綾瀬市ひとり暮らし高齢者個人情報提供承諾票（第1号様式、以下「承諾票」という。）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定に関わらず、承諾票は、登録希望者又は親族が直接市長に提出することを妨げない。

(情報の登録及び提供)

第4条 市長は、前条の規定による承諾票の提出があったときは、民生委員・児童委員、警察、消防及び市の関係部署（以下「関係機関」という。）への個人情報の提供及び関係機関が介護サービス事業所等への必要な情報の確認をする旨の同意があったものについて、避難行動要支援者台帳に登録するとともに、関係機関に登録し

た緊急連絡先情報等を提供するものとする。

(登録の取消し及び再登録)

第5条 市長は、緊急連絡先情報等の登録を受けた者（以下「登録者」という。）が、次のいずれかに該当したときは、登録を取り消すものとする。

(1) 第2条各号に掲げる者に該当しなくなったとき。

(2) 入院その他の事由により、家屋以外の場所での生活期間が3か月以上にわたることが明らかに予想される時、又は当該期間が3か月を超えるに至ったとき。

2 市長は、前項第2号に該当したことにより登録を取り消された者が家屋に戻り、当該取り消された者又は居住する地区の担当民生委員・児童委員から申出があったときは、速やかに必要事項を確認し、第2条の要件に該当すると認められたときは、再度登録をするものとする。

(関係機関による登録情報の活用等)

第6条 関係機関は、緊急時又は安否確認が必要と判断したときは、登録した緊急連絡先への連絡、登録した心身の情報による適切な対応等に情報を活用するものとする。

2 前項の場合において、登録者の生命、身体又は財産の安全を守るため、承諾票の同意に基づき、登録情報以外の必要な情報を介護サービス事業者等から取得し、緊急時又は安否確認に活用することができる。

(届出)

第7条 登録者は、第3条の承諾票に記載した必要事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届出なければならない。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。